

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	1 2	担当課	障がい福祉課						
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	20, 21	不利益処分の種類	障害児福祉手当の支給の制限						
<p>(根拠規定)</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給の制限)</p> <p>第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p> <p>第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第二十条の政令で定める額)</p> <p>第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。</p> <p>(特別児童扶養手当に関する規定の準用)</p> <p>第八条 第二条第二項の規定は、法第二十一条に規定する所得の額について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(法第六条及び第七条の政令で定める額)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第七条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、六百二十八万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>扶養親族等の数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 人</td><td>六、五三六、〇〇〇円</td></tr><tr><td>二人以上</td><td>六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）</td></tr></tbody></table> <p>○民法 (扶養義務者)</p> <p>第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>						扶養親族等の数	金 額	一 人	六、五三六、〇〇〇円	二人以上	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）
扶養親族等の数	金 額										
一 人	六、五三六、〇〇〇円										
二人以上	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）										